

事 業 報 告 書
(自 令和5年2月15日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団大田クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島市中区富士見町4番27号

(3) 設立認可年月日 令和5年2月 8日

(4) 設立登記年月日 令和5年2月15日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大 田 修	大田クリニック整形外科管理者
理 事		
同		
同		
同		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院			
診 療 所	大田クリニック 整形外科	広島市中区富士見町4番27号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			
介 護 医 療 院			

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 5 年 6 月 1 7 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和 5 年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律, 通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人社団大田クリニック
 所在地 広島市中区富士見町4番27号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 6月 30日現在)

1. 資 産 額 49,467 千円
 2. 負 債 額 23,580 千円
 3. 純 資 産 額 25,886 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	48,673
B 固 定 資 産	794
C 資 産 合 計 (A+B)	49,467
D 負 債 合 計	23,580
E 純 資 産 (C-D)	25,886

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団大田クリニック

※医療法人整理番号

--	--	--	--

所在地 広島市中区富士見町4番27号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	48,673	I 流動負債	20,890
II 固定資産	794	II 固定負債	2,690
1 有形固定資産	794	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	23,580
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	0	純資産の部	
	0	科 目	金 額
		I 基金	23,825
		II 積立金	2,061
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	25,886
資産合計	49,467	負債・純資産合計	49,467

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人社団大田クリニック
 所在地 広島市中区富士見町4番27号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 2月 15日 至 令和 5年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	30,615
2 事業費用	27,970
本来業務事業利益	2,644
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,644
II 事業外収益	0
III 事業外費用	94
経常利益	2,550
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,550
法人税等	488
当期純利益	2,061

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団大田クリニック

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 広島市中区富士見町4番27号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団大田クリニック
理事長 大田 修 殿

私は、医療法人社団大田クリニックの令和4会計年度（令和5年2月15日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 8月10日
医療法人社団大田クリニック
監事

